

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案 改定内容一覧【2021年10月4日時点】

## 1、陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合の対応

No	現行版	10/4 改定	改定ポイント
1	<p>プロトコル1 I.新型コロナウイルスへの理解</p> <p>V. 有事対応（陽性。試合直前の発熱や濃厚接触疑い）</p> <p>（新規追加）</p>	<p>プロトコル1 I.新型コロナウイルスへの理解</p> <p>V. 有事対応（陽性。試合直前の発熱や濃厚接触疑い）</p> <p><u>21.陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合</u></p> <p>感染拡大等による保健所業務のひっ迫に伴い、令和3年6月4日付「<a href="#">感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について</a>」に基づき、万が一保健所による濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査に遅れが生じる、または十分に行えないことが明らかな場合は、以下の(1)～(3)の対応を推奨する。なお、いずれの場合も、自主隔離期間中に保健所による判断があった場合は、保健所の指示に速やかに従う</p> <p>(1) 15.「暫定的な濃厚接触疑い者に関するJリーグ基準」に該当する者は自主隔離を行う</p> <p>(2) 別紙「保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表」に記された厚生労働省の基準に該当する者は14日間自主隔離のうえ健康観察を実施する</p> <p>(3) (1)に該当するが(2)に当てはまらない者は以下①～③の要領で健康観察と検査のもと段階的にトレーニングを再開し、復帰の目安とする</p> <p>① 隔離期間中の自主検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1日目から7日目まで毎日抗原定性検査（鼻腔ぬぐい）を実施する</li> <li>3日目と7日目はPCR検査を行う</li> </ul> <p>② 隔離期間中のトレーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1日目～2日目はフェーズ1（在宅での個人トレーニング）とする</li> <li>3日目のPCR検査で陰性の場合、フェーズ2（在宅外の個人トレーニング）とする</li> <li>7日目のPCR検査で陰性の場合、8日目からフェーズ4-②（チームトレーニング）を可とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第6波に備え、万一保健所による濃厚接触者の特定がなされない場合の対応方針を規定</li> <li>● 対策連絡会議の専門家チームの助言に基づき改定</li> </ul>

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案 改定内容一覧【2021年10月4日時点】

## ③ 解除の条件

- 自主隔離期間に無症状の場合は、7日目のPCR検査の陰性結果をもって8日目から隔離を解除する
- 自主隔離期間中に症状が出た場合や検査で陽性となつた場合は、医療機関を受診し、保健所の指示に従う

## (3)に該当する場合の対応イメージ

自主隔離期間中の対応	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8~14日目
隔離								復帰
健康観察	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
検査・自主抗原定性	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—
検査・自主PCR	—	—	実施	—	—	—	実施	—
トレーニング	フェーズ1			フェーズ2			フェーズ4-②	
試合エントリー				不可			可能	

## (参考) 保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表

項目		基準	72時間以降、48時間以前	48時間以降、隔離迄
会話	1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者	厚	—	14日間
	2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者	J	—	7日間
移動	1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者	厚	—	14日間
	2m以内、マスク無し、15分以上、バーテーション等で座席間が区切られていない状況で、同じ車に同乗した者	J	—	7日間
会食	1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者	厚	—	14日間
	5日前以降に、複数人と会食を共にした者 ただし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 ・お互いの距離が2メートル以上離れていた ・各席がバーテーション等で区切られていた ・熟食をしていた	J	—	7日間 ※5日前以降、隔離迄を対象とする
マッサージ	1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者	厚	—	14日間
	距離・時間を問わず以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない場所でマッサージの施術を行った者・受けた者	J	—	7日間
その他	距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者(例えば、通訳とその担当選手・寮で同室)	J	—	7日間

厚:厚生労働省が定める濃厚接触者基準 J:暫定的な濃厚接触疑い基準

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案 改定内容一覧【2021年10月4日時点】

## 2. 2021年10月以降の開催方針、ワクチン・検査パッケージの適用

No	現行版	10/4 改定	改定ポイント																																								
2	<p>プロトコル3（Jクラブの活動段階と、公式検査）</p> <p>X. イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p>最新の政府方針</p> <p>（令和3年8月27日付事務連絡）</p> <p>基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</p> <p>過去の事務連絡は <a href="#">こちら</a></p> <p>感染状況に応じたイベント開催制限等について（6/17～の取扱い）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>収容率<sup>※4</sup></th><th>人数上限<sup>※4</sup></th><th>営業時間短縮</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急事態措置区域</td><td>50%</td><td>5,000人</td><td>21時まで</td></tr> <tr> <td>まん延防止等重点措置</td><td></td><td>（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)</td><td>大声なし<sup>※1</sup> 100%以内 大声あり<sup>※2</sup> 50%以内</td><td>5,000人 又は 収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人→実証時20,000人に緩和。</td><td>都道府県の判断</td></tr> <tr> <td>その他都道府県<sup>※3</sup></td><td></td><td>5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。</p> <p>※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 施設の使用制限は、収容要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。</p> <p>※4 収容率と人数上限どちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。</p>		収容率 <sup>※4</sup>	人数上限 <sup>※4</sup>	営業時間短縮	緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで	まん延防止等重点措置		（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人		緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし <sup>※1</sup> 100%以内 大声あり <sup>※2</sup> 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人→実証時20,000人に緩和。	都道府県の判断	その他都道府県 <sup>※3</sup>		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし	<p>プロトコル3（Jクラブの活動段階と、公式検査）</p> <p>X. イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p>最新の政府方針</p> <p>（令和3年9月28日付事務連絡）</p> <p>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</p> <p>過去の事務連絡は <a href="#">こちら</a></p> <p>感染状況に応じたイベント開催制限等について（9/28～の取扱い）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>収容率<sup>※4</sup></th><th>人数上限<sup>※4</sup></th><th>営業時間短縮<sup>※4</sup></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急事態措置区域</td><td>50%</td><td>5,000人</td><td>21時まで</td></tr> <tr> <td>まん延防止等重点措置</td><td></td><td>（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)</td><td>大声なし<sup>※1</sup> 100%以内 大声あり<sup>※2</sup> 50%以内</td><td>5,000人 又は 収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人→実証時20,000人に緩和。</td><td>都道府県の判断</td></tr> <tr> <td>その他都道府県<sup>※3</sup></td><td></td><td>5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。</p> <p>※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 施設の使用制限は、収容要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。</p> <p>※4 収容率と人数上限どちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。</p>		収容率 <sup>※4</sup>	人数上限 <sup>※4</sup>	営業時間短縮 <sup>※4</sup>	緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで	まん延防止等重点措置		（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人		緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし <sup>※1</sup> 100%以内 大声あり <sup>※2</sup> 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人→実証時20,000人に緩和。	都道府県の判断	その他都道府県 <sup>※3</sup>		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>9/28 付政府方針の更新を反映</li> <li>10月以降のイベント開催制限の段階的ステップは従前と変わらないが、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で行動/来場制限の緩和を実施できる旨が追記された</li> </ul>
	収容率 <sup>※4</sup>	人数上限 <sup>※4</sup>	営業時間短縮																																								
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで																																								
まん延防止等重点措置		（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人																																									
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし <sup>※1</sup> 100%以内 大声あり <sup>※2</sup> 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人→実証時20,000人に緩和。	都道府県の判断																																								
その他都道府県 <sup>※3</sup>		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし																																								
	収容率 <sup>※4</sup>	人数上限 <sup>※4</sup>	営業時間短縮 <sup>※4</sup>																																								
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで																																								
まん延防止等重点措置		（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人																																									
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし <sup>※1</sup> 100%以内 大声あり <sup>※2</sup> 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人→実証時20,000人に緩和。	都道府県の判断																																								
その他都道府県 <sup>※3</sup>		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし																																								
3	<p>プロトコル3（Jクラブの活動段階と、公式検査）</p> <p>X. イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p>27. Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>① 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域では、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）の上限5,000人もしくは50%の少ないほうを適用する。ただし自治体</p>	<p>プロトコル3（Jクラブの活動段階と、公式検査）</p> <p>X. イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p>27. 入場者数の制限、ビジター席の考え方</p> <p>① 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域では、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）の上限5,000人もしくは50%の少ないほうを適用する。ただし自治体に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン・検査パッケージ等の技術実証に基づくJリーグの対応方針を明記</li> </ul>																																								

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案 改定内容一覧【2021年10月4日時点】

<p>により、より強い制限を要請されている場合は、自治体の要請に従うものとする。</p> <p>② 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域解除後、1カ月間は上限1万人もしくは50%の少ないほうを適用する。</p> <p>③ ①②を除く地域において、入場可能数は50%を上限として開催する</p> <p>④ ホームまたはビジャーカラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームカラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジャーキー席は設置しない</p> <p>⑤ まん延防止等重点措置区域にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジャーキー席は任意とする</p> <p>⑥ ホームまたはビジャーカラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームカラブの場合は開催地）がまん延防止等重点措置区域にある場合、ビジャーキー席の設置は、事前に自治体の見解を十分に確認したうえで決定すること</p> <p>⑦ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1席以上の間隔をあける。なお、5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける</p> <p>⑧ Jリーグは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全国的に解除された際に、全クラブが必ずビジャーキー席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。Jリーグは、ビジャーキー席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の14日前を目安にクラブに告知する（2021年9月6日時点では未定）</p> <p>⑨ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。特段の方針が示されていない場合は、自治体と協議のうえで決</p>	<p>より、より強い制限を要請されている場合は、自治体の要請に従うものとする。</p> <p>② 緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域解除後、1カ月間は上限1万人もしくは50%の少ないほうを適用する。</p> <p>③ ①②を除く地域において、入場可能数は50%を上限として開催する</p> <p>④ ホームまたはビジャーカラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームカラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジャーキー席は設置しない</p> <p>⑤ まん延防止等重点措置区域にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジャーキー席は任意とする</p> <p>⑥ ホームまたはビジャーカラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームカラブの場合は開催地）がまん延防止等重点措置区域にある場合、ビジャーキー席の設置は、事前に自治体の見解を十分に確認したうえで決定すること</p> <p>⑦ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1席以上の間隔をあける。なお、5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける</p> <p>⑧ Jリーグは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全国的に解除された際に、全クラブが必ずビジャーキー席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。Jリーグは、ビジャーキー席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の14日前を目安にクラブに告知する（2021年10月4日時点では未定）</p> <p>⑨ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。特段の方針が示されていない場合は、自治体と協議のうえで決</p>	
--	--	--

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案 改定内容一覧【2021年10月4日時点】

	<p>定する。該当する場合は、相手チームならびにJリーグ（競技・運営部 unei@j-league.or.jp）へ報告すること</p> <p>（新規追加）</p> <p>（新規追加）</p>	<p>定する。該当する場合は、相手チームならびにJリーグ（競技・運営部 unei@j-league.or.jp）へ報告すること</p> <p>⑩ <u>政府の定めるワクチン・検査パッケージ等の技術実証を行うことを条件に来場上限や行動制限の緩和が認められる場合がある。</u></p> <p>⑪ <u>ワクチン・検査パッケージ導入対象試合は当面の間、別途リーグが定める「ワクチン・検査パッケージガイドライン」に基づき政府やJリーグ等と主管クラブが試合ごとに協議のうえで実施概要を定めることとする。</u></p>	
4	<p>プロトコル7：制限付きの試合開催</p> <p>XXIX. 制限の考え方</p> <p>155. 各プロトコルの運用（2021年6月21日～）</p> <p>プロトコル7に記載の全てのカテゴリーで厳戒体制を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域で開催する際は、リモートマッチの場合はプロトコル6（無観客での開催）を適用し、有観客での開催時はチケッティングのプロトコル、ファン・サポーターのプロトコルのみ超厳戒体制を適用する</p> <p>（政府通達の内容はプロトコル3を参照のこと）</p> <p>Jリーグの対応方針</p> <p></p> <p>※1 自治体から制限のより厳しい要請があった場合、協議のうえで、原則自治体の要請に従う      ※2 緊急事態宣言区域での試合について、有観客で開催する場合は、チケッティング・ファン・サポーターのプロトコルは「超厳戒体制」を、その他のプロトコルは「厳戒体制」を適用する。リモートマッチはプロトコル6（無観客での開催）を適用する      ※3 「ステップ3」まん延防止措置区域に開催のビジャーサーの設置有無は、予めホーム・ビジャーサー両方の自治体の見解を確認、または協議のうえで有無を定めるとする      ※4 「ステップ3」経過措置区域でのビジャーサーは、主管クラブの判断で「設置なし」とすることを認める      ※5 「ステップ4」のビジャーサーは、原則3%以上設置する。ただし、緊急事態や重点措置等のビジャーサー側の都合で設置不可の場合や、券売期間中に政府方針に変更がある場合、自治体からビジャーサー席設置の自粛要請がでている場合を除く。      ※6 自治体が独自で、緊急事態宣言やまん延防止措置に準じる対応を行った場合は、自治体ごのイベント制限方針に従うものとする      ※7 今後も政府方針の変更に伴い、Jリーグの対応方針が変更する可能性がある。</p>	<p>プロトコル7：制限付きの試合開催</p> <p>XXIX. 制限の考え方</p> <p>155. 各プロトコルの運用（2021年10月1日～）</p> <p>プロトコル7に記載の全てのカテゴリーで厳戒体制を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域で開催する際は、リモートマッチの場合はプロトコル6（無観客での開催）を適用し、有観客での開催時はチケッティングのプロトコル、ファン・サポーターのプロトコルのみ超厳戒体制を適用する</p> <p>（政府通達の内容とJリーグにおける入場者数の制限の基本方針はプロトコル3を参照のこと）。</p> <p>Jリーグの対応方針（更新あり）</p> <p></p> <p>※1 ただし別途定めるワクチン・検査パッケージ等に基づく技術実証の実施を条件とし、人数上限や行動制限の緩和が認められる場合がある。      ※2 自治体からより厳しい要請を受けた場合は、原則、要請に従うものとする      ※3 政府方針の更新に伴いJリーグの対応方針が変更される場合がある      ※4 ステップ4「その他の都道府県」におけるビジャーサー席は原則3%以上設置する。ただし、緊急事態や重点措置等のビジャーサー側の都合で設置不可の場合や、券売期間中に政府方針に変更がありステップ4の変更があった場合、および自治体からビジャーサー席設置の自粛要請が出ている場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 9/28付政府方針の更新を反映</li> <li>● 10月以降のイベント開催制限の段階的ステップの来場上限は従前と変わらないが、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で行動/来場制限の緩和を実施できる旨が追記された</li> <li>● 経過措置におけるアルコール販売を政府方針に準じ原則21時までと明記</li> <li>● 経過措置におけるビジャーサー席は予め自治体と協議の上決定の旨を明記</li> </ul>